

198 本日は第五章中の第三節器械消毒法第四節繻帶材料消毒法及び第五節衣類消毒法を講義し、これで消毒法を了り、従つて豫備論全部を講了しやう。

第三節 器械の消毒法

臍帶剪刀 (一三)



著者式臍帶剪刀 (一四)



一、煮沸消毒 煮沸に耐ふる器械は、金屬製、木製、硝子製、等である。硬「ゴム」製器械は熱の爲軟化變形するが、變形しても差支ないものは煮沸しても宜い。「ゴム管」類は只一回丈けなら煮沸してもよい。例へば排膿管などは煮沸消毒し得るが、「イルリガートル」附屬の「ゴム」管を數回煮沸すると遂に用に耐へなくなる。「ゴム」製手袋類も短時間の煮沸に耐へ得るが、次の蒸氣消毒の方がよい。ネラト

ン氏排尿管「カテーテル」などは「ゴム」製だが其質が緻密で能く熱に耐へ得る。

▲分娩時に産婆が煮沸消毒すべき管の器械は通常次の如くである。

一、臍帶剪刀及び「臍帶結紮絲」

コヘツル氏止血鉗子 (一五)



金屬製排尿管カテーテル (一六)



二、コツヘル氏鉗子及び鉗子

三、金屬製及びネラトン氏排尿管

「カテーテル」及び尿管

四、刷毛及び「適當の大きさの脱脂綿」

「内」は繻帶材料であつて通常蒸氣消毒を施すが、器械と共に煮沸消毒をしてもよい。「カテーテル」とは凡て管である。

鉗子とは挟む器械である。

シンメルブッシュ氏煮沸消毒器の主

ネラトソン氏排尿カテーテル (一七)



ピンセット (一八)



要部分は長方形の金屬箱で、これに次の如き附屬物が有る。
(1) 蓋を附け蝶番で開閉が自由
(2) 外壁を作り以て火氣を集め、此壁の上部の孔から餘熱を逃してゐる。

(3) 脚を附けて火熱上に置くのに便にしてある。圖は瓦斯を火熱としたものが「アルコールランプ」石油ランプ、炭火等を以て代用し得る。
(4) 内部に金網を具へ、一は器械の破損を防ぎ、一は器械を搬出するに便にしてある。搬出の爲めには二個の鈎がついてある。

▲内務省令傳染病豫防法では「沸騰後三十分以上煮沸すべし」とある。これは明らかに病毒に汚染せられたもの或は汚染の疑深いものに應用する故かく長時間を要するのである。然るに手術器械類は此く長時間では手術中急に器械を要する時に間に合はない。殊に分娩時には急に器械を要する事が多い。此場合に三十分以上も待つては、お産が済み終るか或は母子何れかに危険の起る。

事もある。依て治療用器械は五十分で宜いとする。然し其代り平常から何時も清潔にして保存して置かねばならない。即ち使用後必ず十分に煮沸消毒して後適當に保存して置けば、非常の急を要する時は只に消毒液に一寸浸して使用する事が出来る。但しこれは無論不完全の消毒であるから已むを得ない時のみに限る。これは破格の法であつて之を法則と考へてはならぬ。従つて試験の答案には記すべき事柄ではない。實際産婆となつた後に、お産は急に迫る、而も火を作り湯を沸騰せしむる迄に多くの時を要する場合などに萬已むを得ない臨機の處置としてする事があるのである。

二、消毒液による消法

護謨管類を石炭酸水中に永く浸漬するとベトベトとなつて使用に耐へなくなる。眞鍮製の器械は假令「ニツケル」鍍金を施したものでも「リゾール」水中に長く浸漬する時は綠錆を生ずる。

▲内務省令傳染病豫防法では、石炭酸水又は「クレゾール」水にて衣類を消毒するのは「二時間以上浸漬すべし」としてある。

第四節 繻帶材料の消毒法

産婆に直接關係ある繻帶材料は教科書に示してある。其他卷軸帶(繻帶晒布を長

く裂いて巻いたもの) 油紙、絆創膏等も繻帶材料の内である。

一、煮沸消毒法 外陰部消毒等の爲め使用する脱脂綿は、半手掌大の數片に引断り、其中央を二折して柏餅の如くにし、其折り目を平行に行儀よく並べて置く和使用時に甚だ便である。

二、蒸氣消毒法 消毒罐中に風呂敷様の布を一枚敷いて包むのは、消毒後萬一罐の隙から不潔物の入つた時にも、幾分防禦し得ると云ふ意味である。

シンメルブッシュ氏蒸氣消毒器の主要部は、外中内の三層の壁から出来た筒と見ればよい。外壁と中壁との間は、上部は閉ぢ下部は開いて火氣を外、中兩壁間に集め、外壁の上部の小孔から逸出させる、

産婆携帶用蒸氣消毒器 (一九)



即ち其孔は煙出し口のやうなものである。中壁と内壁は共に底を有し兩壁間に容れた水を熱して水蒸氣を發生せしめる。此兩壁間の上方は閉ぢてあるから、兩壁間上部に滿ちた水蒸氣は内壁上部の小孔から内壁の内腔に向つて出でそれで目的物を消毒する。内中兩壁間の腔には、水の注入口と、消毒後の排水口がある。共に蒸氣發生中は密閉して置かねばならぬ

内壁の内腔中に出て用をなした後の蒸氣の排出口は、通常内壁底面にあつて鉛管でもつて槽中の水に導かれる。其他附屬として次の装置がある。

(1) 蓋を附し螺旋により密閉し得るやうにする。蓋の中央には攝氏百度を計り得る檢温器が挿してある。檢温器は筒の横に装置したものもある。

(2) 脚を附して火熱の上に置くに便にしてある。

(3) 外壁の上部に把手を附けて運搬に便にしてある。

(4) 消毒が出来た後に、ハンドルをまはして、蒸氣の出る方向をかへ、内壁内部の蒸氣を外へ吸ひ出して、消毒された物を乾燥する仕掛けになつてゐるものもある。

▲内務省令傳染病豫防法 では「一時間以上攝氏百度以上に……」とある。凡て法令の時間は教科書の時間を熟知した後に記憶するがよい。同時に知らうとすると、却つて混同する處がある。

第五節 衣類の消毒法

傳染病豫防の目的で衣類寝具等大きい物の消毒を完全に行ふには、大規模の釜を

横に据へ、軌道で消毒物を出し入れせしめ、緊張蒸氣を送つて消毒する。曹達水は炭酸曹達(俗に曹達と云ふ)を二%の割合に溶かし、加熱して用ふる。石鹼汁は、加里石鹼又は綠石鹼を三%の割合に溶かし、やはり加熱して用ふる。以上で豫備論全部を終つた。こゝに於て教科書第一卷の全部を始めから一巻復習せねばならないのだが、

- 一、骨盤
- 二、消毒法
- 三、女性内生殖器
- 四、數學

の順に、以上の四點を十分に記憶し、若し餘力があれば殘部を復習するがよい。復習の時には書物の初めから平等にコックと腦中に注ぎ込むのは損である。要所々々を選んで先づよく覚え、よく覚えたら、次に他の所を覚える様にするがよい。殊に教科書の方はよく記憶して、獨習書の方は参考に供する程度でよい。

書 取

「かんさう」(かはかす)「けつさつし」「せうどくくわん」「だつしめん」「めんさ」

試験問題

◎産婆用器械の消毒法

(埼玉大正二、十)

- ◎器械の殺菌法
- ◎器械の消毒法

〔答〕第三節

- ◎産婆用器械の名稱及其消毒法
- ◎産婆の携帯すべき器械及消毒法
- ◎同上
- ◎器具消毒につきて詳記せよ

(埼玉大正四、十)
(東京大正五、四)
(栃木大正二、十)
(埼玉大正五、十)

〔答〕單に器具とある時は、産婆用器械の他に、寢臺、卓、椅子、戸棚、食器、等の器具をも含む意なるやも知れないから其場合の説明に従ふがよい。一般器具も器械と同様に消毒するのだが、熱又は消毒液に耐へない物品は「フォルマリン」蒸氣消毒又は日光消毒がよい。又卓、椅子等大きい物品は密閉した室中にて「フォルマリン」蒸氣消毒を行ふ事がある。或は三%石炭酸水、〇、二%昇汞水(金屬部を除く)三%「クレゾール」水又は三%石鹼汁を浸した雑巾で擦拭するがよい。以上は法定傳染病の外に、結核、丹毒、破傷風、產褥熱患者等に使用せし器具の消毒の際にも心得べきことである。

(大阪大正四、四)
(兵庫大正五、四)

○産婆に必要な細帯材料の種類及び其消毒法

(千葉大正五、四)

〔答〕 第四節

○左の物に對する消毒法を記せ

(栃木大正六、十)

(イ) ネラトン氏「カテーテル」

(ロ) 臍帯結紮絲

(ハ) 脱脂綿

(ニ) 臍帯剪刀

〔答〕 イは煮沸又は薬液

ハは蒸氣又は煮沸、時に薬液

ニは蒸氣又は煮沸、時に薬液

ニは煮沸時に薬液(昇汞を除く)

○分娩時に於ける消毒に就て

(神奈川大正七、四)

〔答〕 「消毒の方法」に就てといふ問題でない、「消毒」に就てあるから、消毒の必要なる理由を

も簡単に述べ、次に第五章第一節及第二節をも述べ第三—五節の要點を記すがよい。

○尿道「カテーテル」の種類及び消毒法

(兵庫大正五、九)

〔答〕 尿道「カテーテル」には、ネラトン氏及び金屬製、硝子製がある。他に膀胱洗液用「カテー

テル」がある。消毒は第三節。

○器械及び消毒に就て

(宮城大正七、四)

○左記の殺菌法如何

(大阪大正九、十)

(イ) 手指、(ロ) 臍帯剪刀、(ハ) 臍帯結紮絲、(ニ) 壓抵布

○産婆に必要な消毒法を問ふ

(大阪大正十一、十)

△消毒せるもの必しも清潔ならず又清潔なるもの必ずしも

美ならざる理由を詳記せよ

(山梨大正十二、四)

○消毒とは如何、及び分娩に必要な器具の消毒法を記せ

(徳島大正十四、四)

○左記に對する消毒方法を詳記せよ

(栃木大正十四、四)

(イ) 産婦の外陰部、(ロ) 手指、(ハ) 導尿カテーテル、

(ニ) 臍帯剪刀、(ホ) ガーゼ、(ヘ) 脱脂綿、

○臍帯剪刀、ネラトン氏カテーテル及臍帯結紮絲の消毒法

○産婆に必要な消毒法大要

○産婆に必要な消毒方法

○分娩に臨んで産婆並に産婦に必要な消毒法を略記すべし

(福井大正十五、四)

◎産婆用機械類の消毒方法
◎産婆用器械及繻帶材料の消毒方法

(宮崎大正十五、四)
(徳島大正十五、四)

笑話

先生「体温計は何うして消毒したらよいでせうか？
生徒「アルコールを浸した脱脂綿や「ガーゼ」で拭き
ますが、一番完全なのは煮沸消毒です。」

大正初年 大正二年 大正三年 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年 大正九年 大正十年
大正十一年 大正十二年 大正十三年 大正十四年 大正十五年 大正十六年 大正十七年 大正十八年 大正十九年 大正二十年
昭和元年 昭和二年 昭和三年 昭和四年 昭和五年 昭和六年 昭和七年 昭和八年 昭和九年 昭和十年
昭和十一年 昭和十二年 昭和十三年 昭和十四年 昭和十五年 昭和十六年 昭和十七年 昭和十八年 昭和十九年 昭和二十年

正價金八十錢

送料金八錢

發行者兼

佐久間兼信

發行所

東京市神田區三崎町三丁目一三八番地

東京助産女學校

電話九段(33)七七
振替東京三九九一七一

印刷所

東京市外田端町二二二番地

開文社印刷所

東京市小石川區西原町二丁目一番地

印刷人

橋本武藏
電 小石川(38)一四九三

特約賣捌

東京市

區龍岡町三十四番地

南山堂書肆

電 下谷(83)四七五七・振替東京六三三三八

終

